

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く。))
次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年8月21日

分任支出負担行為担当官
帯広防衛支局長 山口 淳一
(公 印 省 略)

1 業務概要

(1) 業務の名称 遠軽 (8) 宿舍改修土木設計

(2) 業 務 内 容

【遠軽宿舍地区】

- ・ 宿舍 A (鉄筋コンクリート造 4階建 延べ面積約 1,100㎡) 改修に伴う
建物付帯土木設計一式
- ・ 宿舍 B (鉄筋コンクリート造 4階建 延べ面積約 1,100㎡) 改修に伴う
建物付帯土木設計一式
- ・ 給水施設実施設計一式 (ポンプ水量 1m³/分)

(3) 履 行 期 限 令和9年3月31日

~~指定部分：「 」については令和 年 月 日までとする~~

(4) 本業務は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第 165号。以下「予決令」という。) 第79条の規定に基づいて作成された予定価格 (以下「予定価格」という。) が1,000万円を超える業務の場合は、契約の内容に適合した履行確保を厳格に評価するために、「履行確実性」の審査を追加し、その結果を評価に反映させる試行業務とする。

(5) 本業務は、競争参加向上型総合評価落札方式の試行対象案件である。

(6) 予定価格が 1,000万円を超える業務について、落札者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準 (以下、「調査基準価格」という。) を下回る場合又は予定価格が 500万円以上 1,000万円以下の業務について、落札者の入札価格が調査基準価格に準じて算出した価格 (以下「品質確保基準価格」という。) を下回る場合は第三者による履行確認を義務付ける試行対象業務とする。

また、主たる業務内容が土壌汚染調査、測量調査及び土質調査の業務については、予定価格が 500万円未満の業務であっても、落札者の入札価格が品質確保基準価格を下回る場合は第三者による履行確認を義務付ける試行対象業務とする。

ただし、設計業務のうち、建築士法 (昭和25年法律第 202号) 上、建築士の資格を必要とする業務、工事監理業務のうち建築基準法 (昭和25年法律第 201号) による工事監理者を要求する業務を除く。

(7) 本業務は、賃上げを実施する中小企業等に対して総合評価における加点を行う業務である。

- (8) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。
- ~~(9) 本業務は、発注者が別途契約する工事の発注に合わせ、設計意図伝達等業務を本業務の受注者と随意契約することを予定している。~~
- (10) 本業務の入札手続に係る日程については、別冊入札手続日程表に記載しているので参考とされたい。
- (11) その他
- ア 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙入札方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、入札説明書による。
- イ 本業務は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に申請のうえ紙契約方式に代えるものとする。申請の方法は、入札説明書による。
- 電子契約システムの詳細については、以下のホームページより入手可能である。
電子契約システムホームページ <https://www.gecs.mlit.go.jp>

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしているものにより構成される共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年8月21日付分任支出負担行為担当官帯広防衛支局長）に示す手続きに従い、遠軽（8）宿舍改修土木設計に係る共同体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、単体又は共同体の代表者は測量・建設コンサルタント等業務の「コンサルタント土木」に係る「A」又は「B」の格付を、共同体の構成員は測量・建設コンサルタント等業務の「コンサルタント土木」に係る「A」、「B」又は「C」の格付を受け、帯広防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、帯広防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ~~(5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。~~

- (6) 単体又は共同体の代表者は、同種又は類似の業務の実績については、元請けとして、業務完了・引渡しが完了した、国内における実績に限る。又は防衛省発注の設計や監理業務における建築、土木、機械、電気及び通信の5職種や測量、土質調査や環境等の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注した業務（以下、「総合発注業務」という。）の再委託として受注した業務で平成28年4月1日から入札公告日までに完了・引渡しが完了した国内における業務の実績を有すること。なお、共同体の代表者以外の構成員は、上記の業務のほか、元請けもしくは再委託として受注した業務として、完了・引渡しが完了した、上記の同種業務の国内実績も認める。

単体又は共同企業体の代表者

- ・同種業務：建物付帯土木設計業務（屋外舗装、屋外給水、屋外污水排水、屋外雨水排水のいずれか2つ以上）
- ・類似業務：土木設計業務（屋外舗装、屋外給水、屋外污水排水、屋外雨水排水のいずれか）

共同企業体の構成員

- ・同種業務：土木設計業務（屋外舗装、屋外給水、屋外污水排水、屋外雨水排水のいずれか）

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了していることを証明する資料をもって65点以上の業務とみなすものとする。

また、一つの建物に係る設計業務を複数の構成員が共同して実施することは認めない。

- (7) 入札に参加しようとする者の間に、建設工事等の発注に係る建設業者等の選定方法等について（防整施第3754号。令和2年3月17日）別紙の1入札の適正さが阻害されると認められる基準のいずれかに該当しないこと（基準に該当する者の全てが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。

- (8) 帯広防衛支局が発注した業務のうち、令和6年度及び令和7年度に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。
- (9) 単体又は共同体の代表者は次の要件をすべて満たす技術者を配置できること。

ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(エ)に示す条件をすべて満たす者であること。

(ア) 次の資格のいずれかを有すること。

- a. 技術士（「総合技術監理部門：建設部門関連科目」又は「建設部門」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b. R C C M（a に相当する登録技術部門に限る）の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者
- c. 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）の資格を有する者。

(イ) 次に示す同種又は類似業務について、元請け、又は総合発注業務の再委託とし

て平成28年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。(原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。)

- ・同種業務：建物付帯土木設計業務（屋外舗装、屋外給水、屋外污水排水、屋外雨水排水のいずれか2つ以上）
- ・類似業務：土木設計業務（屋外舗装、屋外給水、屋外污水排水、屋外雨水排水のいずれか）

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなす。

- (ウ) 令和8年8月21日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ20件未満であること。

ただし、令和8年8月21日現在の手持ち業務に帯広防衛支局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億5千万円未満かつ5件未満である者とする。なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、金額は対象外とする。また、令和8年10月27日（当該業務の履行開始予定日）まで完了する見込みの手持ち業務については手持ち業務量の対象外とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式等における特定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

- (エ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係があること。

~~(10) 帯広防衛支局又は北海道防衛局の管轄区域内に、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店・支店又は営業所が所在すること。~~

- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

- (12) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一つの建物に係る設計業務を複数の構成員が実施することとしている場合

- (13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

なお、情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本業務の評価項目は、次のアからエとする。詳細は入札説明書のとおり。

- ア 企業の実績及び能力
- イ 配置予定管理技術者の経験及び能力
- ウ 賃上げ表明企業評価
- エ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
- オ その他

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

価格評価点：60点×（1－入札価格/予定価格）

ウ 技術評価点の算出方法

上記(1)に掲げる評価項目ごとに評価を行い、以下のとおり技術評価点を付与する。

技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

a 予定価格が1,000万円以下の業務の場合

技術評価点＝60点×（上記(1)の評価項目による得点合計／上記(1)の評価項目による配点合計）

b 予定価格が1,000万円を超える業務の場合

技術評価点＝60点×{（上記(1)の評価項目による得点の合計×履行確実性度）／上記(1)の評価項目による配点合計}

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)の各項目をもって入札を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(4) 実施上の留意点

本業務の監督及び検査にあたり、受注者より提出された「その他」の評価項目にお

いて評価した内容を満たしていることを確認する。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティとして、評定点を減ずることとし、最大10点の減点とする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒080-0016 北海道帯広市西 6 条南 7 丁目 3 番地 帯広地方合同庁舎
帯広防衛支局 総務課 契約係又は契約審査係

TEL 0155-22-1175

FAX 0155-23-8482

メールアドレス ob-keiyaku-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和 8 年 8 月 21 日から令和 8 年 10 月 19 日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前 9 時から午後 6 時まで。ただし、最終日は午後 5 時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 すべて、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat XI 形式以下)

図面類 : PDF (〃)

数量表等 : Excel (2013 形式以下)

申請書類 : Word (2013 形式以下) 又は一太郎 (Gov7 形式以下)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、上記(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）を提出すること。

郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出（電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に上記(1)へ電話により連絡するものとする。また、提出するファイル形式は、電子入札システムによる場合と同じとする。以下同じ。）したうえで、データを保存するために必要な C D - R W（未使用に限る。）及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

https://www.mod.go.jp/j/procurement/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア 提出期限 令和8年9月4日正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、上記(1)へ持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 令和8年10月7日正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、上記(1)の担当部局に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出は認めない。提出方法の詳細は入札説明書のとおり。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年10月20日午後1時30分

イ 場所 帯広防衛支局 入札室

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

~~（保管金の取扱店 日本銀行帯広代理店（北洋銀行帯広中央支店内））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 帯広防衛支局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 帯広防衛支局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行いまたは銀行等若しくは保証事業会社の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。~~

(3) 契約保証金 納付

（保管金の取扱店 日本銀行帯広代理店（北洋銀行帯広中央支店内））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 帯広防衛支局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 帯広防衛支局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。

(6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

- (7) 手続における交渉の有無 無
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1)に同じ。
- (10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記 2 (2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記 4 (3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 予定価格が 1,000万円を超える業務の場合、技術提案の履行を含め、契約内容に適合した履行が可能か否かを審査するため、調査基準価格未満で入札したすべての者について、開札後速やかに履行確実性に関するヒアリングを行うものとする。
- (12) 詳細は入札説明書による。